

## 名古屋市教育委員会定例会

平成 26 年 12 月 11 日  
午後 3 時 00 分  
教育委員会室

### 議 案

- 第 90 号議案 平成 26 年度末名古屋市公立学校教職員人事異動基本方針について  
第 91 号議案 名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則案について  
第 92 号議案 名古屋市スポーツ推進審議会委員の委嘱について  
第 93 号議案 名古屋市博物館協議会委員の委嘱について  
第 94 号議案 名古屋市美術館協議会委員の委嘱について  
第 95 号議案 教職員人事について  
第 96 号議案 名古屋市教育委員会表彰について

### 出席者

服 部 はつ代 委員長  
梶 田 知 委 員  
福 谷 朋 子 委 員  
小 栗 成 男 委 員  
野 田 敦 敬 委 員  
下 田 一 幸 教育長  
教育次長始め、事務局職員24名

(服部委員長)

それではただ今から、教育委員会定例会を開催いたします。

最初にお諮りいたします。本日の案件について、第96号議案「名古屋市教育委員会表彰について」を追加したいと存じますがいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(服部委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

次に議事運営についてお諮りいたします。第 92 号議案から第 96 号議案については、名古屋市教育委員会会議規則第 6 条の規定に基づき、非公開にて審議し、会議録につきましても、非公開としたいと思いますがいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(服部委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(服部委員長)

次に、本日の議案審議に先立ちまして、1名から傍聴の申し出がありましたので、名古屋市教育委員会傍聴規則第2条により、許可いたしたいと思いますが、ご意見はございますでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(服部委員長)

それでは、傍聴人の方に入室していただきます。

#### 【傍聴人入室】

(服部委員長)

傍聴される方々にお願いいたします。名古屋市教育委員会傍聴規則第4条により、次の2点を守っていただくこととなります。1点目は、委員その他出席者の言論に対し批評を加え、又は可否を表さないこと、2点目は、私語その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと、の2点であります。また、同規則第5条により、録音等については禁止しております。

それでは、第90号議案「平成26年度末名古屋市公立学校教職員人事異動基本方針について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。

(坂野教職員課長)

第90号議案「平成26年度末名古屋市公立学校教職員人事異動基本方針について」をご説明申し上げます。この基本方針は、本年度末におきます名古屋市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の校長、教頭、教員及び小学校、中学校、特別支援学校の事務職員、栄養教諭、学校栄養職員の異動を行うにあたりその方針を定めるものでございます。年度末人事異動は、資料の冒頭に掲げておりますように、本市の現状を踏まえ、市民の大きな期待と信託にこたえ、学校教育の一層の充実と発展を図るために実施するものでございます。

まず、「Ⅰ基本方針」として、資料にございますように、1から4を掲げさせていただきました。「Ⅱ実施方針」には、校園長、教頭、教員の新任及び転任、事務職員、学校栄養職員の配置及び転任について、その実施にあたっての基本的な考えを示

しております。

はじめに、①の新任の校園長、教頭ですが、登用にあたっては、そこにあります（ア）から（エ）に掲げさせていただいたような資質を評価して登用してまいりたいと考えております。具体的には、1枚はねていただいて、2枚目の参考資料①をごらんください。校園長、教頭には、それぞれの役職の特性から、そこに示されているような能力を期待しており、登用に際しては、「学校を取り巻く現状を把握し、課題解決の方法を策定・実施して学校運営を推進する能力をもった管理職」、及び「若手と女性管理職」の登用を図ってまいりたいというふうに考えております。

任用にあたっての手順でございますが、図示いたしましたように、任用審査を経た候補者を名簿搭載し、搭載された全ての候補者について、指導室指導主事、教職員課管理主事の情報をふまえて、教職員課において一次選考を行い、さらに学校教育部長以下によるヒアリングを経て、教育長調整ののち、教育委員会におきまして、ご審議いただくという流れでございます。参考資料①の裏面に昨年度実績を載せさせていただきましたのでご覧ください。

1枚目の基本方針に戻っていただきまして、②の教員の新任についてでございます。これにつきましては、適材を適所に配置したいと考えております。

続きまして（2）の転任でございます。管理職、一般教員のいずれも人事の刷新を図るため、適材適所の配置に努め、職員構成の均衡と、学校教育の活性化をより一層図るよう留意してまいりたいというふうに考えております。具体的には参考資料②をご覧ください。

「取組の重点」にあげさせていただきましたが、生徒指導、学力・体力の向上、特別支援教育など、各学校の課題解決につながる人材配置を進めてまいります。手順といたしましては、異動者の希望を踏まえた校長の意見具申を参考に、地域、校種等を勘案して配置換えを行ってまいります。参考資料②の裏面に数値をのせさせていただきましたが、昨年度の人事異動規模は1,811人でした。今年度につきましては、昨年度から著しい増減はないものと想定をしております。

もう一度1枚目の今度は裏面をご覧ください。裏面には、学校事務職員、学校栄養職員に関わる方針を載せさせていただきました。具体的には最後のページになりますが、「3 事務職員、栄養教諭・学校栄養職員について」をご覧ください。これらにつきましては、学校間連携のブロック、食に関する指導等の課題を踏まえて異動を進めたいというふうに考えております。

以上、大変簡単ではございますが、基本方針について説明させていただきましたが、教職員の異動は、各学校における適切・円滑な学校運営、子どもたちへの教育活動に直接関わるものでございますので、公正かつ適正を期し、慎重に進めてまいりたいというふうに考えております。よろしくご審議をお願いいたします。

（服部委員長）

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（小栗委員）

「Ⅱ実施方針」1の(1)の①(エ)のところですが、「健康で」という言葉がありますが、その健康ということですが、我々企業でいうと人間ドックを受けての結果とか、最近では心の病なんかもありますけれども、そういったところに何か基準を持って、健康ということを確認しているのかということをお聞きしたいのですけれども。

(坂野教職員課長)

これにつきましては、新任の校園長、教頭に登用するにあたっては、昇任試験といえますか、校長任用試験、教頭任用試験を受けるにあたって、それぞれの学校で校長からの推薦書をいただいております。その中に健康状況、各学校で実施している健康診断の結果を記載することになっておりますが、それを見て判断しているところでございます。

(小栗委員)

それは結構細かいものなんでしょうか。いわゆる人間ドックでいう例えば脳から見ているとか、どれくらいの内容なんでしょうか。比較的細かいものなんでしょうか。

(坂野教職員課長)

細かいものになっております。それこそD1とかD3という数値で出てくるのですが、全身の健康診断の結果ですので細かく出てまいります。

(服部委員長)

健康診断の結果を付けていただくということなんですね。よろしいですか。

(小栗委員)

はい、わかりました。ありがとうございました。

(服部委員長)

他にはどうでしょうか。

(野田委員)

「重点課題」の二つ目の「若手と女性管理職の登用を図る。」ということですが、参考資料を拝見しまして、女性の方はまずまずの数字だと思いますけれども、40代の校長昇任者の方は20年度末に比べますと、やや減っている。ただ40代の教員自体がかなり少ないので、その中で育成のための努力をしてみえると思いますけれども、今後の見込みと申しますか、若干減ってますけれども、こんな推移をしていくという予定でしょうか。

(坂野教職員課長)

管理職の適齢というものがあるのかということとは、議論になるところですが、若手の登用として、40代の方を教務主任の段階から各学校で一生懸命指導をしているとこ

ろでございます。今年度につきましても、この 15 パーセントから 16 パーセントに達するようなところで任用できたらというふうを考えているところでございます。

(野田委員)

あんまり無理するといかんかなというふうにも思いますので、慎重にしていただければと思います。以上です。

(服部委員長)

他にはいかがでしょうか。

他にご意見もないようですので、第 90 号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(服部委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(坂野教職員課長)

ありがとうございました。この案件につきましては、このあと記者クラブに資料提供をさせていただく予定になっておりますので、よろしくお願いいたします。

(服部委員長)

続きまして、第 91 号議案「名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則案について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。

(五味澤総務課長)

第 91 号議案「名古屋市学校施設開放に関する規則の一部改正について」をご説明いたします。全ての市立中学校では、体育館や運動場、格技場を学校教育に支障のない範囲で地域スポーツセンターとして開放し、市民の皆様にスポーツやレクリエーションのための場としてご利用いただいております。このうち、運動場に夜間照明設備を備えております学校は 33 校ございますが、平日夜間に年間を通じて開放しておりますのが 15 校、4 月から 10 月までの期間のみ開放しておりますのが 18 校ございます。

山田中学校につきましては、現在は平日夜間を 4 月から 10 月まで開放しているところでございますが、地域の強い要望により、通年開放に切り替えるよう規則改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、平成 27 年 1 月 7 日でございます。なお、参考といたしまして、資料の一番下の囲みの部分でございますが、夜間照明設備を備えている中学校の一覧を掲げさせていただいております。このうち、平日夜間の通年開放実施校につきましては、下線を付させていただきました。よろしくご審議をお願いいたします。

(服部委員長)

下線も何もないところは、部活だけに使っているということでしょうか。

(榊原主幹)

地域スポーツセンターとしては4月から10月までの期間限定の開放となっております。

(服部委員長)

はい、わかりました。

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はございませんか。

(福谷委員)

年間を通じて開放する学校と、4月から10月までの期間で開放する学校というのは、地域の強い要請がある場合に、年間を通じて開放することを決定しているということによろしいでしょうか。

(榊原主幹)

左様でございます。基本的に昔は野球での利用が多かったので、シーズン制ということで4月から10月ということでしたが、最近はサッカーでの利用が多くなっておりまして、サッカーは年間をとおしてやるということで、そういった意味で地域から要望があれば、このように規則改正をして、通年に切り替えているところでございます。

(服部委員長)

他にご意見ございませんか。

(小栗委員)

「2改正内容」のところで、1月7日から12月23日というのは、これは毎年この日であって、曜日がかわってもこの日限定ということによろしかったでしょうか。

(榊原主幹)

地域スポーツセンターとして開放している期間というのは、毎年どの中学校も1月7日から12月23日まででございます。

(小栗委員)

はい、わかりました。ありがとうございます。

(服部委員長)

他にご意見もないようですので、第91号議案につきましては、原案どおり可決して

よろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(服部委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

第 92 号議案から第 96 号議案は非公開になります。傍聴人の方は退席をお願いいたします。

**【傍聴人の退席】**

第 92 号議案及び第 96 号議案までは非公開にて行われたため、名古屋市教育委員会会議規則第 12 条の規定により、会議録は別途作成。

午後 3 時 38 分終了